

## 独占禁止法基本問題懇談会（第11回）議事概要

平成18年4月24日

- 1 日時 平成18年4月21日（金）9：30～12：00
  - 2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室
  - 3 出席者
    - 座長 塩野 宏 東京大学名誉教授
    - 座長代理 金子 晃 慶應義塾大学名誉教授
    - 委員 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
    - 小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
    - 佐野 真理子 主婦連合会事務局長
    - 角田 真理子 明治学院大学法学部助教授
    - 西田 典之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
    - 根岸 哲 甲南大学法科大学院教授
    - 浜田 道代 名古屋大学大学院法学研究科教授
    - 日野 正晴 駿河台大学法科大学院研究科長
    - 増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
    - 村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
    - 村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社法務グループマネージャー
    - 諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問
    - 山本 孝宏 弁護士
- （専門調査員） 今井 法政大学教授、中川 神戸大学教授
- （その他） 公正正引委員会 伊東 経済取引局長
- （事務局） 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 西 室長、別府 次長、寺川 参事官

#### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 審査・審判の在り方について
- (3) 不公正な取引方法に対する措置の在り方について
- (4) 閉会

#### 5 審査・審判の在り方について

##### (1) 公正取引委員会・事務局からの説明

公正取引委員会から、前回会合における委員からの質問を踏まえ、審査・審判の期間、事件処理の迅速化に係る状況、審判官による審決案と公正取引委員会による審決との関係について説明があった(資料1参照)。

事務局から、前回会合における委員からの質問を踏まえ、不服審査型の行政審判の趣旨、過去3年間における不服審査型行政審判の件数、主な行政審判手続の概要等について説明を行った(資料2参照)。

その後、これらに対する質疑応答が行われた(意見については、(2)に併せて記載)。

##### (2) 討議

前回に引き続き、審査・審判の在り方について、討議を行った。出された意見の概要は以下のとおり。

##### ア 公正取引委員会の行政処分(排除措置命令、課徴金納付命令)に対する不服審査の在り方について

- ・ 調査・処分を行った行政機関が、不服申立を受け、自ら対審構造の審判で不服審査を行うという制度は、主要国には例がない。改正前の独占禁止法のように処分の前に行政庁が審判を行う方式か、行政庁が処分を行った後、裁判において取消訴訟として争う方式、に見直すことが考えられるが、審判官の独立性について議論があること、判決の方が審決よりも先例としての重みがあることから、後者の方式の方が望ましいのではないか。その際には、裁判所に専門部を作る必要がある。
- ・ 課徴金の制裁的效果が大きく司法審査に付すべき必要性が高いこと、公正取引委員会の負担軽減、処分庁と同一機関が審判を行うことへの不信感の払拭、独占禁止法違反事案の特殊性や公正取引委員会の専

門性という審判の必要性についての説明が現在でも重要な意味を持つのか疑問であること、を踏まえれば、行政処分の後、審判を経ずに地方裁判所に訴えを起こせる道も開いてはどうか。

- ・ 事業者の立場からは費用負担の問題もあり、審判と地裁の選択制とすることが都合がいいのかもしれないが、司法に委ねるものとして割り切ることも考えられる。
- ・ 公正取引委員会を専門機関として設置した趣旨を踏まえれば、まず、公正取引委員会が審判を行うという手続が自然の流れなのではないか。
- ・ 入札談合事案では、談合があったかどうかの事実認定が問題となるのであり、公正取引委員会の専門性が重要だとは言えないのではないか。

イ 処分(排除措置命令、課徴金納付命令)前の手続(意見申述・証拠提出の機会の付与)と処分後の手続(審判)の関係について

- ・ 先の改正により、処分(排除措置命令、課徴金納付命令)の前に事前手続を行い、さらに事後に審判を行うこととなったが、手続に重複があるのではないか。重複があるとすれば、公正取引委員会にも事業者にも負担となる。また、審決までの期間を引き延ばすことにもなりかねない。事前手続とするか事後手続とするか、どのような手続とするかを議論する必要があるが、審級省略や公正取引委員会の専門性とも関連する論点である。
- ・ 先の改正の趣旨は、迅速性と適正手続の調和を図るためである。調和が適切に図られているかどうかについては、実際の運用状況を見てみないとわからない。手続が重複しているというが、事前手続は迅速性を重んじ、事後の審判は慎重なものであり、必ずしも重複するものではない。

ウ 排除措置命令と課徴金納付命令の審判の在り方について

- ・ 排除措置命令と課徴金納付命令の手続は、違反事実の認定と法律の適用という作業を行う点で共通しており、一つの手続とした方が効率的なのではないか。
- ・ そのような問題意識を踏まえ、先の改正で、排除措置命令と課徴金納付命令の審判をひとつの手続として行えるようにした。その運用を見る必要がある。しかし、完全に一つの手続にすることに関しては、課徴金納付命令の審判では、違反行為の期間や関連商品の売上高といった固有

の論点もあり適当ではない。

#### エ いわゆる事業者側の防御権について

- ・ 審判において供述の内容が争われることを防ぐという意味でも、取調べにおける弁護士の立会いは認めてはどうか。刑事手続においては認められていないということであるが、刑事手続は、供述調書の証拠採用について一定の要件がある。公正取引委員会の審判ではそれが無いのではないか。また、刑事手続においても弁護士の立会いを認めるべきとの議論もある。
- ・ 審査官から提出されない資料の開示について、被審人は、文書等提出命令の申立を審判官に対して行うことができるというが、どのような資料が存在するかわからない中では、資料を特定して申立を行うことは難しい。
- ・ 公正取引委員会の審査・審判手続は、多くが公正取引委員会規則に委ねられており、弁護士の立会いや証拠開示については、運用や規則の問題である。

#### 6 不公正な取引方法に対する措置の在り方について

不公正な取引方法に対する措置の在り方に関する資料として、公正取引委員会から、不公正な取引方法の概要(資料3参照)、不公正な取引方法の規制の概要(独占禁止法研究会報告書(昭和57年7月))(資料4参照)、不公正な取引方法の行為類型別代表事例(資料5参照)について説明があり、事務局より、不公正な取引方法が現在刑事罰・課徴金の対象となっていない理由(資料6参照)、不公正な取引方法類似行為を規制している法律例(資料7参照)、主要国における「不公正な取引方法」に類似した規制(資料8参照)、について説明を行った。

その後、これらについて質疑応答が行われた。

#### 7 今後の予定

次の会合(5月19日)では、「不公正な取引方法に対する措置の在り方」等について議論することとされた。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)